

各市町福祉医療担当課長 様

兵庫県福祉部国保医療課長

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年10月以降の福祉医療の取扱いについて

令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴う福祉医療の取扱いについては、令和5年6月28日付け国医第1422号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う福祉医療の取扱いについて」及び令和5年8月9日付け国医第1667号-1「新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う公費負担措置と福祉医療の取扱いに係る周知について」等により、各医療機関、各市町あてご協力をお願いしていましたが、このたび令和5年9月15日付け国事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」により、令和5年10月1日以降の患者等に対する公費負担の取扱いが示されました。

つきましては、福祉医療の取扱いについては下記のとおりとし、別添のとおり各医療機関、各保険薬局あてに協力を依頼しておりますので、お知らせするとともに、引き続き、償還払いの手続等にご協力をお願いします。

記

1 主な変更点

(1) 治療薬の自己負担軽減

10月1日以降は一定の自己負担を求めた上で公費支援が継続されることとなったため、国の公費支援適用後の自己負担額について福祉医療の対象とします。

(2) 入院医療費の自己負担軽減

10月1日以降は高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を原則1万円に見直した上で継続されることとなったため、国の公費支援適用後の自己負担額について、引き続き福祉医療の対象とします。

2 各市町にお願いしたいこと

審査支払機関の現行のシステムでは、新型コロナウイルス感染症の公費支援適用後はレセプトによる福祉医療の請求ができないため、各医療機関、保険薬局には、福祉医療制度の受給者に対して、対象となる治療薬（治療薬を含む外来医療費）、入院医療費について、窓口で健康保険及び国の公費支援適用後の自己負担額をお支払いいただいた上、お住まいの市町において、福祉医療の償還払いの手続をしていただくよう、ご案内をお願いいたしますので、福祉医療受給者の方や医療機関・保険薬局からのお問合せ、償還払いの手続等のご対応について、引き続きよろしくをお願いします。

3 取扱期間

令和5年10月1日から国の措置の終了（令和6年3月末）まで。
国の方針によって変更があれば、改めて通知します。

[問合せ先]

兵庫県福祉部国保医療課医療福祉班

TEL : 078-341-7711 (内線) 3018、2953